川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年 2 月18日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和46年川崎市 条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第4号中「評価」の次に「(第15条の4第1項において「障害児 等医療支援」という。)」を加える。

第14条の2の次に次の4条を加える。

(指定管理者)

- 第14条の3 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下この節において「指定管理者」という。)に中部地域療育センターの管理を行わせる。
 - (1) 中部地域療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が、中部地域療育センターの効用を最大限に発揮する

とともに管理経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書の内容に沿った中部地域療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める 書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)
- 第14条の4 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、 中部地域療育センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条の5 指定管理者は、中部地域療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第14条の6 中部地域療育センターの利用時間及び休所日は、次のとおりと する。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間 を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日
	(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げ
	る日を除く。)

第15条中「各号(」の次に「南部地域療育センターにあっては第6号を、中部地域療育センターにあっては第5号を、」を加え、「、第2号」を「第2号及び第6号」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が南部地域療育センター及び北部地域

療育センターの利用を認めた者

- 第15条に次の1号を加える。
- (6) 第1号から第4号までに定めるもののほか、指定管理者が中部地域療育センターの利用を認めた者
- 第15条の2第1項中「地域療育センター」を「南部地域療育センター及び 北部地域療育センター」に改める。
 - 第15条の3の次に次の2条を加える。

(利用料金)

- 第15条の4 中部地域療育センターにおいて児童福祉法第24条の2第1項 に規定する指定施設支援、指定相談支援又は障害児等医療支援を受けた者は、 指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。
 - (1) 児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に より算定した額
 - (2) 法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した 額
 - (3) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額
 - (4) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例又は児童福祉法第24 条の20第3項の規定により厚生労働大臣が定める費用の額の算定方法に より算定した額
- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- 第15条の5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1 項の利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 第16条中「地域療育センター」を「南部地域療育センター及び北部地域療

育センター」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、中部地域療育センターの利用を拒むことができる。
 - (1) 利用料金を滞納したとき。
 - (2) 管理上特に支障があると認めるとき。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条の2の次に4 条を加える改正規定(第14条の3第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、 公布の日から施行する。

参考資料

制定要旨

中部地域療育センターの管理を指定管理者に行わせることとすること、利用 料金制を導入すること等のため、この条例を制定するものである。